

屯倉研究の現状と課題

星槎大学 堀川 徹

I. はじめに

これまで、律令制成立以前の地域支配を考えるための重要な柱として、国造制、部民制、屯倉制の3つが想定されてきました。近年では森公章氏が「国造制、屯倉制、(中略)部民制は、7世紀後半に確立する律令制地方支配以前の倭王権の地方統治を考える上で重要な要素」(森 2023)と位置付けています。後で触れるように屯倉制のこの位置づけは議論する余地がありますが、律令制成立以前の地域支配において重要な要素であることは共通した理解になっています。

この屯倉制について、現在の高等学校の「日本史探究」で使用されている代表的な教科書を見てみると、「直轄領としての屯倉」(山川出版社『詳説日本史』(日探 705) 2023 年度版)、「大和王権は、国造の領域内にその土地の一部をさいて屯倉とよばれる直轄地を置き」(東京書籍『日本史探究』(日探 701) 2023 年度版)という表現がみられるように、倭王権の直轄地・土地と理解されています。しかしこの後示すように、そうした理解は古い理解で、現在では「政治的軍事的拠点」(舘野 1978、2012)や「貢納奉仕の拠点」(仁藤 2012)という理解、すなわち直轄地・土地ではなくあくまで拠点であるという理解が一般的になっています。こうした屯倉に関する理解にずれが生じているのは、屯倉の表記が「屯倉」「官家」「弥移居」「弥夜気」(『日本書紀』)、「屯家」「屯宅」「三宅」(『古事記』)、「御宅」「三宅」「三家」(『播磨国風土記』)というようにばらつきがあることなどが原因といえるでしょう。

それではそもそも屯倉制とはいかなるものとしてこれまで考えられてきたのでしょうか。ここでは屯倉の理解に関する研究史を紐解き、通説的理解はどのようなものか、通説的理解にはどのような課題が含まれているのか、考えてみたいと思います。加えて、最後に屯倉研究において橘樹官衙遺跡群が持つ意義について考えてみます。

II. 通説の形成

(1) 土地支配とする理解

『国史大辞典』の平野邦雄氏が執筆した「屯倉」の項には、「大化前代における天皇もしくは朝廷の直轄領」で、「ヤケ(宅・家)、クラ(倉)、タ(田)、(中略)の三つがミヤケの基本要件であることを示す」とあります。この理解は上で触れた現在の高等学校で使用されている「日本史探究」の教科書にも一部引き継がれています。こう

した理解はどこから導き出されたものでしょうか。

戦前期の屯倉研究では、屯倉は倉庫であるとの理解がみられます。戦前屯倉研究の代表としてあげられる矢島榮一氏は、皇室の直轄領の拡大や国家組織の整備に伴って官僚の給与や軍事費が増加し、効率的な富の保存・蓄積の必要性に応じて屯倉が誕生したとしました。そして皇室の直轄地にのみ建立された屯倉は、「今や皇威伸張の一機関となり、軍事的、政治的、経済的要素が相倚つて一斉に作用するやうになった」とし、倉庫から機関への変化を見通し、現在の通説的理解に近いものと理解しています（矢島 1936）。この理解は皇室の直轄地支配及びその展開を前提としています。そしてこの屯倉の面的展開＝国家の経済基礎の確立・進展＝国家の発達とする理解は屯倉の類型化や分布論といった議論と結びつきます。

このような理解は戦後になると、屯倉の面的展開＝国家形成とするだけでなく、質的展開に着目するようになります。戦後屯倉研究の嚆矢としてあげられる門脇禎二氏は屯田→屯倉→官家と分類し、そのように発展すると捉えて理解します。すなわち「形態の違いのみではなく、歴史的な成立事情と、その担った史的意義を異にしている」とし、屯田という土地所有の発展として屯倉を捉えています（門脇 1952）。門脇氏の研究は大局的な視点から「奴隷制的支配の体系は、ミヤケにおける支配形態をおし進めたもの」と捉えます。これは戦後活発に議論されるようになった国家形成理論（階級社会の展開や家父長制論、奴隷制論、デスポティズムなど）とリンクさせ、支配構造及びその変化という議論を持ち込み、これまでの面的展開ではなく質的展開という視点から議論を発展させたところに画期性があるといえます。その後、門脇氏の屯倉理解は共通理解とはなりませんが、屯倉の質的展開と国家形成理論との関係の視角は継承され、さらに議論が深められることになります。

この文脈のなかで屯倉を前後期へと分類する理解も生まれてきます（井上 1954・米田 1962）。研究者によってやや前後するものの、およそ6世紀を境に前後期に分類されます。前期屯倉は崇神朝以降の池溝開発記事を根拠として畿内を中心として王権によって開発ないし地域首長より貢進されたもの（開発と貢進でも分類し前後関係を見る場合もある）で、地域首長によって管理されると理解されます。そして後期屯倉は畿外に拡大し、中央官人による支配（例：白猪屯倉）と理解されます。前期屯倉から後期屯倉への変化の背景として、例えば米田雄介氏は「農村内部における家父長的家族の形成を促す階級関係の変動」により間接的支配の困難から直接的支配への変化をあげています（米田 1962）。この理解は共同体における内部構造の変化という下からのベクトルを加味している点でこの時期の研究潮流の影響を受けているといえるでしょう。また、米田氏や井上氏の研究では屯倉制が土地所有と密接に関連すると明確に位置付け、その支配構造及び展開の議論が主流になります。

こうした屯倉を土地支配と捉える理解は、鎌田元一氏、平野邦雄氏によって1つの到達点をみます（鎌田 2001a・平野 1985）。鎌田氏は「ミタを原型とし、田地、館舎・倉庫、

耕作民を不可分の要素として成立した概念で、それが屯倉の本義」とし、外交施設などとする場合でも一定の領域的支配を前提としていたと理解しました。平野氏は屯倉の本質について、屯倉の構成要素をやケ（宅・家）、クラ（倉）、タ（田）とします。中でもタ（田）を基礎として、「一定の領域を朝廷が排他的に占有するために設定された」とし、「土地に密着した概念」として理解しました。両者は屯倉を土地支配として捉えます。そして屯倉制の位置づけについて、人格的支配を本質とする部民制とは異なる統治原理で、直轄地支配として二元的支配体制を想定します。鎌田氏はそれが一定の面的展開を遂げた段階で地方政治組織としての性格を明確にし、「屯倉を中核とし、田部等に対する編籍をとまなう一定の領域的支配が構想されている」とする一元的支配への変化を見通します（鎌田 2001b）。平野氏も鎌田氏同様の理解を示します。なお、評という言葉はその研究時期ゆえに用いられませんが、戦前期には国衙や郡家の前身として屯倉をとらえていた研究もあり（太田 1929、矢島 1936）、それらを研究の進展に合わせて更新したともいえるでしょう。

ここで簡単にまとめておきます。戦前は国家形成との視点を踏まえ、土地所有との関係からみた面的展開の議論が主流でした。戦後になると屯田との関係が重視され、屯倉の面的展開だけではなく質的展開も捉えたいうえで国家形成理論と結合し、前後期への分類及び支配構造（の変化）の議論が行われます。そこでは最終的に土地支配の問題と認識されることで結実しました。これは人を対象とする支配である部民制に対置され、二元的な支配構造が想定され、その後一元的支配体制として変化すると理解されることとつながり、評及び郡制の前提として理解されることにもなりました。論点は土地所有を前提とした屯倉の本質と支配構造、発展の具体像及びそれらに伴う位置づけといえます。背景には戦後の国家形成論及び社会論の隆盛がありました。その意味では、屯倉論は国家形成論に引きずられた議論であったともいえるでしょう。

（２）現在の屯倉理解

しかし 1970 年代に入ると、それまでの研究が『古事記』『日本書紀』の記事などを批判的に見ておらず、史実として扱っていることに対する批判が起こります。そこで『古事記』『日本書紀』などの記事を批判的に捉えた新たな屯倉制研究が行われるようになります。この背景には大化改新の批判的研究に通じる研究方法の根本的見直しという潮流が指摘できるでしょう。新たな屯倉制研究を切り拓いたのは舘野和己氏です（舘野 1978、2012）。舘野氏の研究は平野氏・鎌田氏の研究の少し前から始まります。

舘野氏はそれまでの通説に対して、屯倉に田地を伴うものがあることを認めつつも、「家」字を用いるなど屯倉に様々な表記が使用されていることに留意すべきで、倉の字に縛られているとしました。すなわち経済的なものを一義的に理解するのは誤りで、土地所有の問題とはできないとしました。また、これまで前期屯倉とされてきたものは、『古事記』『日本書紀』の内容を見れば、造作されたものと理解しました。

そして前期屯倉の史料根拠について検討し、例えば崇神・仁徳朝にみられる地溝開発記事は推古朝の記事と重複しており、重複する崇神・仁徳朝の記事は開発記事を古い時期にかけたものと理解すべきとします。これにより前期屯倉の存在自体を否定し、経済体としての役割・本質を相対化して王権が各地に設置した政治的軍事的拠点と理解しました。

これまで指摘されていた土地所有との関連性を否定した点は評価され、今後も継承されることになります。これ以降、それまで議論されてきた発展論は前期屯倉の否定により低調となり、記紀批判を前提とした本質論が中心になっていきます。

また、仁藤敦史氏も同様の視点に立ちます（仁藤 2012）。記紀批判の不十分さ、土地を基軸とした領域支配は未熟であるという点、5世紀の大規模倉庫群に継続性がない点から前期屯倉の存在を否定します。仁藤氏は屯倉の本質について、様々な表記をふまえて「ミヤケ」の訓を重視してそれらを包括した概念として再定義する必要性を指摘しました。その問題意識に対して、ヤケの一般的性格を強調すべきとして屯倉の本質を貢納奉仕の拠点として理解しました。そして経営については、東国においては国造による人格的な在地支配能力に大きく依存したと考えることから、一般的に在地首長層の協力を仰いだとします。仁藤氏は併せて屯倉から評への展開過程にも言及します。これまでは領域支配の側面を重視して評および郡制への連続性が論じられてきましたが、屯倉に領域性が希薄であること、評制の領域性の未熟さという点において領域性という側面では認めません。本来は制度を異にする国造・伴造などが屯倉を通じて評家・郡家への統合を可能としたと捉え、貢納奉仕の拠点としての性格において連続性を認め、「王権による伝統的なヤケを拠点とする権力的な再編過程こそが律令化」と評価します。平野氏や鎌田氏は土地支配（屯倉制）と人的支配（部民制）を対置させ、その統合として評制を見ていたことを踏まえれば、仁藤氏の見方はこれまでにない新たな視角であるといえ、その意味で鎌田氏や平野氏の理解を批判的に継承したものといえるでしょう。

簡単にまとめておきます。舘野氏と仁藤氏の理解は、それまで特徴的であった記紀を肯定的に読む立場を否定的に捉え、記紀批判の未熟さを克服したものといえます。それに伴って前期屯倉を否定し、6世紀以降の後期屯倉に焦点が絞られることになります。また、評制やヤケなど周辺領域の研究の進展により、土地支配に関するものではないことが明確になりました。その意味でそれまでの理解から大きく転換したものといえるでしょう。その結果、政治的軍事的拠点（舘野氏）や貢納奉仕の拠点（仁藤氏）といった理解がなされるようになりました。なお、これらについて、仁藤氏は舘野説は屯倉表記を相対化するあまり、農業経営の拠点としての役割や国造の在地支配を軽視すると指摘し、結果貢納奉仕の拠点として理解します。しかし、後に舘野氏は国造の在地支配を前提と考えていて、王権への奉事を求める場とし、国造による地域支配（社会構造）という点でのイメージは仁藤氏と近いものと補足することから（舘

野 2012)、両者の屯倉のイメージも近接しているといえるでしょう。

Ⅲ．屯倉研究の課題と論点

(1) 屯倉の本質

屯倉の本質として、政治的軍事的拠点あるいは貢納奉仕の拠点とする理解は現在の通説となっています。ただし課題がないわけではありません。もう少し踏み込んでみると、屯倉の本質について、その成立から改新詔で廃止されるまで（実際に廃止されたかどうかは別として）同じ定義が認められるのでしょうか。すなわち屯倉の本質は時期によって変わる可能性はないのかということです。

最近、私はこの点に着目し、屯倉の本質は当初は経済基盤としてのものだったのではないかと考えました（堀川 2024）。安閑后妃に関係する屯倉は、安閑朝に経済基盤としての役割を持って成立し、その背景には森氏が指摘するような継体即位という体制転換にあって、安閑の確かな経済基盤獲得の必要性（国内的契機）があった（森 2023）と考えています。こうした背景から成立した屯倉は、部民制や国造制とも結びつきながら権力構造を表現する舞台装置となり、経済基盤としてのものから政治的軍事的拠点・貢納奉仕の拠点としての機能を獲得していくのではないかと考えました。すなわち屯倉＝政治的軍事的拠点・貢納奉仕の拠点とするのは最終的な理解であって、その前提として経済基盤としての性格を考える必要があるのではないかとということです。その意味では戦前の矢島氏の研究に近いものともいえるでしょう。このように政治的軍事的拠点や貢納奉仕の拠点とする理解をいかに動的に理解するかということが次なる課題の1つ目としてあげられるでしょう。

これとも関連しますが、課題の2つ目としてあげられるのは屯倉の成立時期です。現在では、実在が認められる屯倉の最初の記事は、継体朝に起こった磐井の乱の後に献上された糟屋屯倉とされています。ただし、これは多くの研究者が指摘するようにあくまで実在が認められる屯倉として初めて見える記事であって、ここで屯倉が成立したということではないことに注意しなければなりません。それ以前から成立していたのか、あるいはその後に成立した屯倉がさかのぼって糟屋屯倉にも「屯倉」の名称が付されたのか、様々な可能性を考えることができます。そこで重要になってくるのは成立した背景です。なぜ屯倉が成立する必要があったのか、この点を対外的契機や国内的契機を複合的に考えて議論する必要があるでしょう。そこでは先に触れた森氏の理解が注目されます（森 2023）。この問題を考えることは1つ目の課題ともつながり、屯倉の本質の理解に関する議論とも密接につながります。

続いてあげられるのは認識と実態の区別です。政治的軍事的拠点や貢納奉仕の拠点とする理解は、倭王権側の認識としては良いと思いますが、それが一般民衆も同様の認識を持っているかということです。記紀はあくまで為政者の認識を示したものであり、実態と同一かどうかは改めて検討される必要があるでしょう。屯倉が設置される

ことによって倭王権と屯倉（あるいは管掌者）との関係性の変化はあるにしても、一般民衆と在地首長層の関係性に变化はあらわれるのでしょうか。その意味では出土文字資料や風土記などを用いた分析が重要になってくるでしょう。そのことによって屯倉を倭王権側と一般民衆側の双方向から捉えることが可能になり、より実態に近づくことができるのではないのでしょうか。これが次なる課題の3つ目となります。

屯倉の本質に関する4つ目の課題として、景観の問題があげられます。これは文献史料だけではわからないことでもあるのですが、屯倉とはいかなる構造をもっていたのか、研究者によって違いがあるようです。この点は将来的に考古資料が重要なカギを握っているのですが、景観を理解できると文献史料の読み方あるいは屯倉のイメージが共有できるようになり、議論が進展するのではないのでしょうか。その意味で橘樹官衙遺跡群は何らかのヒントを与えてくれるかもしれません。

ここまで通説に対する屯倉の本質について課題を述べてきました。いずれにせよ、政治的軍事的拠点や貢納奉仕の拠点とする理解を梃子にする必要があるようです。それをさらに継承し、屯倉の本質に関する理解を深める必要があるでしょう。

（2）他の制度との関係

屯倉そのものに関する理解だけでなく、他の制度の関係性についても議論の余地が残されています。冒頭でも森氏の理解に触れましたが、そこに見えるように律令制成立以前の地域支配制度において国造制・部民制・屯倉制と3つの柱があると理解されてきました。しかしその位置づけは妥当かどうかということです。例えば鎌田氏による指摘があげられます（鎌田 2001a）。館野氏の屯倉を政治的軍事的拠点とする理解について、鎌田氏は「全国支配のための独立した一個の」制度として捉える必要はなく、国造制・部民制に解消されてしまうと指摘します。館野氏は後に、鎌田氏の指摘について一部認めつつも、「ミヤケを各地に設置することによって、列島支配を進め」、「ミヤケには国造・伴造等の支配や、水田経営、あるいは交通拠点の支配など、さまざまな目的があり」、「国造制・伴造制をはじめとするヤマト王権の支配が網の目のように張り巡らされていたことが、当時の支配方式の特徴であり、それをミヤケ制ととらえたい」とします（館野 2012）。すなわち館野氏は、屯倉は国造制や部民制にも通底しており、関連して機能するとして理解していると考えられます。しかしそれではあくまで他の制度との関係の中で機能する面もあることから、「全国支配のための独立した一個の」制度と捉える必要性についてはやはり疑問符がつきます。その意味で館野氏の理解に対する鎌田氏の指摘はいまだに生き続けているといえるでしょう。

ここまで国造制・部民制と関係させた際にどのような位置づけになるかという点に触れてきましたが、他の制度との関連という意味では評制とのつながりも考える必要があります。これについては近年では仁藤氏が触れています。仁藤氏は先に触れたように、制度を異にする国造・伴造などが屯倉を通じて評家・郡家への統合を可能とし

たとえ、貢納奉仕の拠点としての性格において連続性を認め、「王権による伝統的なヤケを拠点とする権力的な再編過程こそが律令化」と評価します。平野氏や鎌田氏のように土地支配として人的支配と対置させ、その統合という理解は賛成することはできませんが、かといって仁藤氏の理解で良いのか、あるいは異なる理解ができるのか、屯倉は評制といかなる点でつながるのか、その具体像の解明は今後の課題となるでしょう。これを理解することで、大化以前の支配制度・構造がいかなる変質を遂げ、律令国家へと進んでいくのかという見通しが得られることになります。

これらを踏まえて、最後に公地公民制の理解との関係性も考えてみたいと思います。屯倉の位置づけについて、冒頭でもふれた最新の「日本史探究」の教科書では、土地支配とする理解でもあるために、部民制と対置されています。その理解であるからこそ、改新詔で子代・部曲（私民）と屯倉・田荘（私地）が廃止され、公地公民制が実現するとされています。しかし屯倉が土地支配ではないという理解が正しいのであれば、この公地公民制という考え方自体が再考を迫られることになります。これについてはすでに吉村武彦氏が指摘しています（吉村 2021）。屯倉の現在の理解や諸制度との関係を踏まえると、公地公民制という大化改新の大きな意義としてこれまで理解されてきた概念についても再考する必要がある、それは日本古代史像の書き換えにもつながる重要な論点となるでしょう。

簡単にまとめておきます。屯倉の理解が舘野氏や仁藤氏によって更新されたこととその理解はおおよそ認められるでしょう。ただ、それだけでなく屯倉が律令制成立以前の地域支配のなかでどのような意義をもつものなのか、もう少し具体的に言えば「制度」として捉えることが可能なのか、可能か不可能かどちらにせよいかにして歴史的に位置づけられるのかということです。個人的には鎌田氏の理解のように、屯倉制は制度として捉えることはできず、国造制や部民制、その他も含めた倭王権の施策の中に埋没し、様々な政策を実現可能にするための装置として捉えるのが良いのではないかと考えています。

これは屯倉制の研究だけではなく、他の制度をどのように理解するのかということとも関連します。屯倉制だけに焦点を絞るのではなく、律令制成立以前の地域支配の在り方という大きな視点で議論を進めていくことが重要になるでしょう。そして大きな視点で議論することで初めて国家形成という論点を射程に入れることができるといえるでしょう。

IV. おわりに―橘樹官衙遺跡群の持つ意義

ここまで屯倉研究の歴史を振り返り、現在の通説的理解が形成されてきた様子や、通説的理解が持つ課題を述べてきました。各節で簡潔にまとめてきましたので、ここでは屯倉研究の持つ可能性や、橘樹官衙遺跡群との関係についてまとめて結びとしたいと思います。屯倉研究そのものは古代国家形成過程においていかに地域を支配して

いくのか、その具体像を考えることにつながります。一方で個々の屯倉に着目することはその具体像をより明確にすることが可能になります。すなわち、いち地域の在りようから古代国家を考えるということになります。

その際にポイントになってくるのは文献史学と考古学の協業です。今回扱った研究史は文献史学のものに限られます。しかし考古学の分野においても屯倉研究は行われています。お互いの研究成果の取り扱いについて十分とは言えない可能性もあります。両方の立場から屯倉を総合的に研究することで、屯倉の本質に関する理解も進展するでしょう。

最後に橘樹官衙遺跡群との関係も考えてみます。橘樹郡には橘花屯倉が設置されたことはよく知られるところです。しかし橘樹郡には橘花屯倉が存在した可能性をもつ「御宅郷」が確認されることから、直接屯倉が郡衙につながるかは慎重な議論が必要です。ただ、屯倉の問題を踏まえて橘樹官衙遺跡群を考えることは、7世紀後半の地域支配の転換について、具体像を提供することになるでしょう。先にも触れましたが、屯倉と評制は具体的にいかなる関係性にあるのかが、これを解くカギになりそうです。その意味では橘樹官衙遺跡群を研究することの意義というのは極めて大きく、ミクロな視点でありながら古代史像の更新という可能性を秘めているといえるでしょう。

【参考文献】

- 井上辰雄 1954 「『ミヤケ制の政治史的意義』序説」『歴史学研究』168
- 弥永貞三 1980（初出1965）「大化以前の大土地所有」『日本古代社会経済史研究』、岩波書店
- 太田亮 1929 『日本上代における社会組織の研究』、磯部甲陽堂
- 門脇禎二 1952 「ミヤケの史的位置」『史林』35-3
- 鎌田元一 a 2001（初出1993）「屯倉制の展開」『律令公民制の研究』、塙書房
- 鎌田元一 b 2001（初出1980）「評制施行の歴史的的前提」『律令公民制の研究』、塙書房
- 館野和己 1978 「屯倉制の成立」『日本史研究』190
- 館野和己 2012 「ミヤケ制研究の現在」『一般社団法人日本考古学協会 2012 年度福岡大会研究発表資料集』
- 仁藤敦史 2012 『古代王権と支配構造』、吉川弘文館
- 平野邦雄 1985 「六世紀の国家組織」『大化前代政治過程の研究』、吉川弘文館
- 堀川徹 2024 「安閑后妃関係ミヤケの歴史的位置」『日本書紀の成立と伝来』小林真由美・鈴木正信編、雄山閣
- 森公章 2023（初出2014）「国造制と屯倉制」『倭国の政治体制と対外関係』、吉川弘文館
- 矢島榮一 1936 「古代史に於ける屯倉の意義」『歴史学研究』6-12
- 吉村武彦 2021（初出1989）「改新詔・律令制支配と「公地公民制」」『日本古代の政事と社会』、塙書房
- 米田雄介 1962 「ミヤケの再検討」『ヒストリア』35